

第3期【令和7年度～令和11年度】

流山市教育振興基本計画

学びに向かう力と自立する子どもを育む



豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり



流山市教育委員会



第1章 「流山市教育振興基本計画」策定にあたって

第1節 基本計画策定の背景と趣旨

平成18年、改正教育基本計画が施行され、教育基本法第17条が新設されました。そこで、国は教育の振興の策定に関する基本計画を策定する義務を負うことや地方公共団体が教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことを明確化しました。

国は平成20年に第1期、平成25年に第2期、平成30年に第3期、そして、令和5年6月に第4期教育振興計画（令和5年度から令和9年度）を策定し、閣議決定されました。

千葉県においては、平成22年3月に千葉県教育振興計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（第1期計画）～「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」～が策定され、平成27年には、第2期計画として、新みんなが取り組む『教育立県ちば』プランが策定されました。

この間、平成26年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たな教育委員会制度が平成27年度からスタートしました。この改正も含め、流山市教育委員会では、国や千葉県の教育振興基本計画をもとに、流山市の総合計画に則り、平成27年度から平成31年度を第1期とする「流山市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、令和元年度には、令和2年度から令和6年度の第2期基本計画を策定しました。

基本計画は、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状等を明らかにして、中期的な視野に立って施策を定め、流山市における教育の方向性を明確化し、より充実した教育を推進しようとするものです。

第3期の基本計画策定にあたり、第2期基本計画の評価・検証を行い、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状、課題等を明らかにして、充実した教育の推進を図ります。また、基本計画は、今後の教育の方向性を示す羅針盤となるべきものを目指すともいわれます。国においても、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を大きなコンセプトとして掲げています。

未来を担う子どもたちのため、時代の変化に対応しながら、社会や地域を創造することができる力を育成し、個人や社会のウェルビーイングの実現に向けた教育の推進に努めていかなければなりません。併せて、市民が心身ともに充実した人生を送るために、自らの意思で生涯にわたって学習に取り組み自己を高める生涯学習を推進することも必要です。

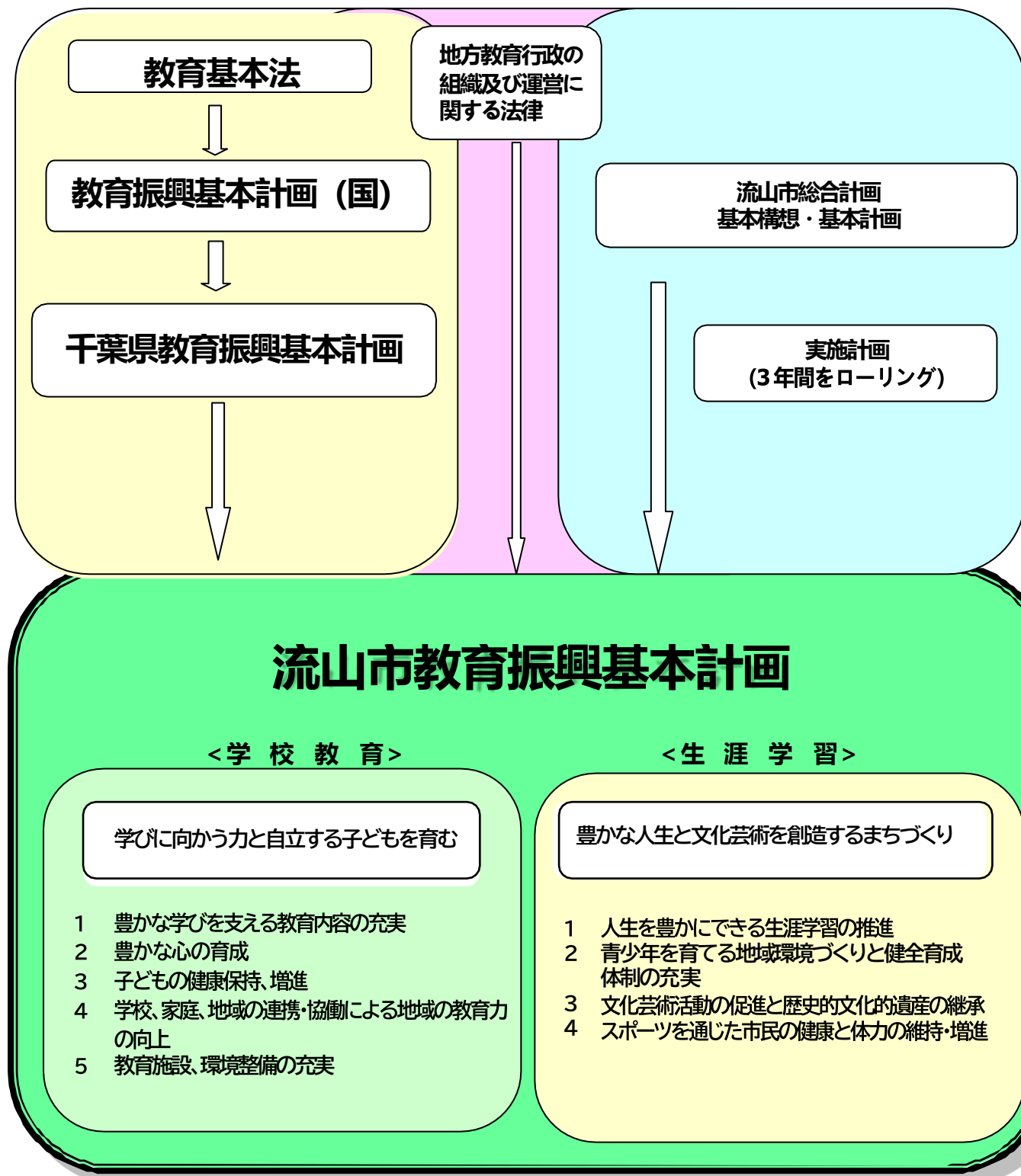
本市においても、国の教育基本計画の基盤である「教育の不易と流行」「教育の羅針盤」を踏まえ、教育行政施策の具現化を図ります。

令和7年度以降も引き続き、流山市の教育が推進することを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「流山市第3期教育振興基本計画」を策定するものです。

※ウェルビーイングとは、児童生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力。
OECDによると、ウェルビーイングとは、教育の目的そのもの。

第2節 基本計画の位置づけ

「基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市総合計画と整合性を図り流山市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものです。



第3節 基本計画の期間・対象

(1) 期間

「基本計画」の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢などの変化により、計画を適宜見直すことができるものとします。

(2) 対象

「基本計画」の対象範囲を教育委員会が実施する教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの推進に関する施策としています。

第4節 策定にあたっての基本的な考え方

「基本計画」は、前年度まで行ってきた事業を基本的に継承していきます。ただし、それぞれの事業を見直し、より質の高い内容にし、実施していきます。また、次の点を基本として策定しました。

- (1) 流山市総合計画との整合性を図り、流山市の現状と課題を踏まえ計画づくりを進める。
- (2) 「基本計画」の構成については、基本計画の策定の考え方と基本理念、学校教育の推進及び生涯学習の推進を中心に全4章から構成する。
- (3) 激しく変化する社会状況の中で、教育における今日的な課題も変化し、多様化することが予想される。「基本計画」を実施していく期間中においてもPDCAサイクルを確立し、常に変化に対応できるよう見直しを図る。また、必要に応じて修正や新たな取り組みができるよう柔軟に対応していく。

第5節 流山市の教育をめぐる現状と課題

(1) 現状

流山市の学校教育・生涯学習は、流山市総合計画基本構想に示された、基本施策「子どもをみんなで育むまち」「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」に基づき進めてきました。

現在においても、全国的にも注目されるほど人口が増加し、特に子育て世代の流入による児童生徒の増加が顕著です。そして、共働き家庭が多く、地域とのつながりの低下や家庭を取り巻く環境の変化、家庭教育力低下等により、なお一層地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。また、個々の状況に応じた適切な支援体制を構築するとともに、不登校、いじめ重大事態等が増加する中、配慮を要する子への支援の在り方等、多様な教育ニーズへの対応が求め

られています。

令和3年から令和6年にかけておおぐろの森小学校、おおぐろの森中学校、市野谷小学校、南流山第二小学校の新設開校及び南流山中学校の移転開校を進めてきました。そして、市内小中学校体育館へのエアコン設置をいち早く行うとともに、授業で活用するICT環境の整備、知的特別支援学級の全校設置や情緒特別支援学級・言語通級指導教室の増設など、児童生徒が充実した学校生活を送れるように学習環境整備を進めてきました。

学校教育の推進にあたっては、予測困難な時代に対応できる資質・能力のより一層の育成を目指すために、子どもたち自らが学習（主体的・対話的な学び）し、経験・体験をとおして、自治力（問題解決能力）の育成が図られるよう具体的かつ実践的な教育環境整備を行っています。また、教育環境全般にわたり、「つながり」「自立」を柱とした条件整備を行い、「学びに向かう力と自立する子どもを育む」ことを目標に、様々な教育施策に取り組んでいます。一人一人が心の安定を保ち、安心して生活できる学校体制づくりを目指しています。

生涯学習の推進にあたっては「人生を豊かにできる生涯学習の推進」「青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実」「文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」「スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」の4つの柱を基軸に学習活動を通じて個人の人生を豊かにするとともに、その学習成果を生かした「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」に取り組んでいます。

青少年の健全育成では、「流山市青少年相談員連絡協議会」「流山市青少年育成会議」等の青少年育成団体や、街頭パトロール等を行う「流山市青少年指導センター補導員連絡協議会」等の活動を支援しています。

文化芸術活動の促進では、文化芸術に関する施策についての基本理念を定めた「流山市文化芸術基本条例」（平成29年10月改正）に基づき、各種事業を展開しています。

「流山市子どもの読書活動推進計画」については、成果と課題を検証し、令和4年3月に「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

生涯学習施設の整備では、利用者の増加に伴い、南流山センター内の中央図書館南流山分館に代わって、令和4年12月、児童センターとの複合施設として

「南流山地域図書館」を移設整備しました。また、北部公民館、東部公民館にエレベーターを新設するなど、施設のバリアフリー化を進めたほか、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、生涯学習センターのエレベーター更新、市民会館（文化会館ホール）の特定天井改修及び舞台床の張替等を行いました。

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、オランダ代表チーム（女子卓球、女子ハンドボール、パラ卓球）の事前キャンプ地を誘致し、市民との交流を図りました。

スポーツ施設の整備では、老朽化した北部柔道場の建て替え工事を行い、令和3年4月に新たな柔道場がオープンしました。また、市総合運動公園の野球場観覧席の改修及び庭球場の拡張整備等を行いました。

（２）課題

「令和の日本型学校教育」の実現に向け、個別最適な学び・協働的な学びや多様な教育ニーズへの対応、子どもたちのICTの効果的な活用、いじめや虐待、不登校の未然防止や早期発見・早期解決、幼児教育・保育施設と学校間の円滑な接続など、教育内容の向上及び多様化が幅広く求められています。また、校務DXを通じた働き方改革、教員の資質向上や人材確保・育成支援を一体的に進めることが課題となっています。更には、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭・地域と学校の連携・協働体制の構築が必要不可欠です。

いじめ等への対応については、法令やガイドラインに則った対応の周知徹底をはじめ、子ども一人一人の最善の利益のための丁寧な支援を、子どもを取り巻くすべての大人が同じ方向を向いて行っていく必要があります。そのために、子どもの声を丁寧に聴くことに加えて、いじめ等への対応については学校の教職員と保護者や地域の方々との対話を大切にしていきます。また、子どもたちの多様性を尊重し、一人一人に丁寧に寄り添うことで、すべての子どもたちが、自分の存在を価値のあるものと感じ、ありのままの自分を肯定的に捉えられる自己肯定感を育むとともに、お互いの個性を認め合いながら、安心安全で実りある学校生活を送ることができるよう取り組んでいく必要があります。

学校施設については、急激な児童生徒数の増加への対応や、計画的な施設管理を行うとともに老朽化対策をはじめとした安全安心の確保、多様な教育内容・方策への対応、ICT環境の充実など、多種多様な対応が求められており、社会の経済情勢を踏まえた戦略的かつ計画的な施設整備が必要です。

生涯学習の推進については、様々な世代の方が生涯にわたって自ら学習し、人生を豊かにできるよう、ライフステージや生活課題等に応じた多様な生涯学習機会を提供する必要があります。また、障害等の有無にかかわらず、誰もが安心・安全で快適に生涯学習に取り組むことができるよう、計画的な施設の修繕及びバリアフリー化を進める必要があります。

市民の自主的な生涯学習活動をサポートするため、市ホームページ等で多様な学習情報を提供する必要があります。

子育て世代が増加している本市では、引き続き、青少年健全育成団体の活動を支援する必要があります。

市民の文化芸術活動を促進するため、おたかの森ホールや文化会館ホール等を拠点として、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会及び活動団体が成果を発表できる場を提供する必要があります。市内の文化財の指定を進めるとともに、文化財の保存・活用を図る必要があります。

第2章 基本計画の基本理念

第1節 基本計画の基本理念（流山市教育大綱※）

〈学校教育〉

学びに向かう力と自立する子どもを育む

流山市の学校教育においては、「自立」する子どもの育成を目指し、児童生徒一人一人が主体的に学び、経験や体験を通して自ら問題を解決できる力を育む教育活動を実践します。また、個人と社会のウェルビーイング、持続可能な社会の創り手の育成、共生社会の実現に向け、地域や家庭等と連携・協働した教育を推進します。



〈生涯学習〉

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

生涯学習においては、豊かな人生につながる生涯学習の推進と文化芸術の醸成・歴史の継承、スポーツの振興を目指して、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化芸術・歴史・スポーツに親しむ機会の創出のために、事業を推進します。



※流山市では、総合教育会議(令和6年6月27日)において、「流山市教育振興基本計画」の基本理念を「流山市教育大綱」に代えることが決定されています。

第2節 施策の体系

基本計画の基本理念と目標の具現化のために、学校教育の推進においては、以下の9の重点目標と20の施策を定め、また、生涯学習の推進においては、以下の4つの重点目標と4つの施策を定め、取り組みの方向性を示します。

	重 点 目 標	施 策
学 校 教 育 ・ 幼 児 教 育 の 推 進	1 確かな学力の育成	1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
		2 幼児教育の質の向上
		3 学校段階間の接続の推進
		4 キャリア教育・職業教育の推進
	2 豊かな心の育成	5 主観的ウェルビーイングの向上
		6 いじめ等への対応、人権教育の推進
		7 読書活動の充実・体験活動の充実
	3 健やかな体の育成	8 学校保健、学校給食・食育の充実
		9 学校体育の充実・高度化
	4 グローバル社会における人材育成	10 外国語教育の充実
	5 多様な教育的ニーズへの対応と社会的包摂	11 特別支援教育の推進
		12 不登校児童生徒への支援の推進
	6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	13 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
		14 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
	7 教育DXの推進・デジタル人材の育成	15 1人1台端末の活用
		16 児童生徒の情報活用能力の育成
		17 教師の指導力の向上
生 涯 学 習 の 推 進	8 指導体制・ICT環境の整備	18 学校における働き方改革、運営体制の充実
		19 ICT環境の充実
	9 学校施設の整備と充実	20 安心・安全な学校施設の整備と充実
	1 生涯学習の推進	1 人生を豊かにできる生涯学習の推進
	2 青少年の健全育成	2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実
	3 文化芸術の醸成と歴史の継承	3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承
	4 スポーツの振興	4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進

第4章 生涯学習の推進

重点目標1 生涯学習の推進	
施策1 人生を豊かにできる生涯学習の推進	
目 標	様々な世代の方が生涯にわたって自ら学習し、人生を豊かにできるよう、魅力のある学習プログラムづくりに努め、多様なニーズに応えます。また、障害等の有無にかかわらず、誰もが安心・安全で快適に生涯学習に取り組むことができるよう、計画的な施設の改修・修繕とバリアフリー化を進めます。 市民の自主的な学習活動をサポートできるよう、学習情報提供のネットワークの充実を図ります。
現 状 と 課 題	市民からのニーズが多様化する中、ライフステージや生活課題等に対応した各種講座を開催していますが、更に魅力のある講座等を企画し、学習機会を提供する必要があります。 施設整備では、利用者の増加に伴い、おおたかの森市民窓口センターで行っていた図書ピックアップサービスの機能を拡充し、おおたかの森ホール内に「おおたかの森図書ピックアップセンター」を開設したほか、令和4年12月には、南流山センター内の中央図書館南流山分館を「南流山地域図書館」として移設整備、令和5年4月には、南流山センター内に「南流山図書ピックアップセンター」を開設しました。また、北部公民館及び東部公民館ではエレベーターを新設するなど、施設のバリアフリー化を進めましたが、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、引き続き、計画的な施設の改修・修繕を進める必要があります。



令和4年12月にオープンした「南流山地域図書館」

(1) 多様な生涯学習機会の充実

- ・ 小学生を対象とした「親子チャレンジ教室」や、65歳以上の市民を対象とした「流山市ゆうゆう大学」など、乳幼児期から高齢期までライフステージに対応した学習機会を提供します。
- ・ 食や防災、健康、人権、国際化、環境など、日常生活における多様な課題に対応した学習機会を提供します。
- ・ 「バリアフリー演劇鑑賞会」など、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる学習機会の提供に努めます。
- ・ 大学図書館の市民利用や、高校演劇部の生徒等を対象とした公民館「舞台ワークショップ」の開催など、高校や大学との連携を図ります。
- ・ 市内在住の外国人を対象に公民館で開催する「日本語講座」、乳幼児や小学生を対象に中央図書館等で絵本の読み聞かせや、わらべうたを楽しむ「おはなし会」を開催するなど、地域のNPO法人等との連携を図ります。
- ・ 生後2～11か月の乳児とその母親を対象とした「子育てママのセミナー」をはじめ、赤ちゃんが泣いても互いに気にせず楽しめる「子育てコンサート」、小・中学生の保護者を対象とした「家庭教育講座」など、子育てのための学習機会を提供します。
- ・ 令和4年3月に策定した「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」により、図書館資料の学校への団体貸出や、市内の子育て関連施設に「乳幼児向けブックセット」を設置するなど、子どもの読書活動を推進します。
- ・ 市民の多様な読書要求や情報ニーズに応えるため、図書館として必要な資料を購入するとともに、視覚障害等の理由により活字を読むことが困難な方が図書館を利用しやすくなるよう、点字図書や大活字図書、デジタル録音図書、LLブック、オーディオブックなど、アクセシブルな資料の充実及び利用促進に努めます。

【ライフステージに対応した学習充実事業】

【生活課題に対応した学習充実事業】

【高校・大学等との連携による学習充実事業】

【民間企業等との連携による学習充実事業】

【家庭教育事業】

【子どもの読書活動推進事業】

【図書館資料購入事業】

(2) 生涯学習の環境整備

- ・ 誰もが安心・安全で快適に施設利用ができるよう、東部公民館、初石公民館及び南流山センターの受変電設備更新、中央図書館・博物館の内装等改修、生涯学習センター多目的ホールの特定天井改修及び舞台のバリアフリー化など、計画的な施設改修を進めます。
- ・ 広報ながれやま、市ホームページ、流山市LINE公式アカウント等を活用して、様々な生涯学習イベント情報を提供します。
- ・ 図書館司書によるレファレンスサービス（※1）の充実を図り、関心のあるテーマについて調べる時に役立つ資料や調べ方を紹介する「パスファインダー」を作成配布するなど、自発的な読書活動を支援します。
- ・ 視覚障害等により活字を読むことが困難な方や支援者に向け、アクセシブルな資料や、読書支援機器、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」等の活用方法について周知するなど、読書バリアフリーサービスの充実を図ります。
- ・ インターネットを利用して自宅等から蔵書検索や貸出予約、レファレンス申し込み等ができる「図書館電算システム」を活用して情報提供サービスの充実を図ります。

（※1）利用者が学習・研究・調査を目的とした必要な資料が見つからないときや、図書館の使い方がわからないとき等に、これを手助けする支援を行うこと。

【東部公民館施設整備改修事業】

【初石公民館施設整備改修事業】

【南流山センター施設整備改修事業】

【生涯学習センター整備充実事業】

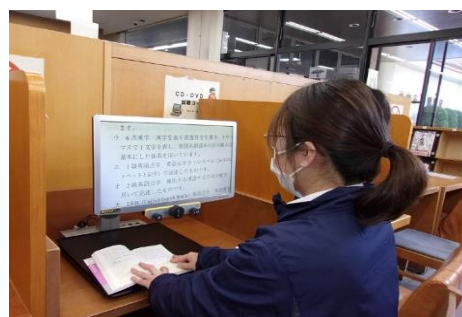
【中央図書館改修事業】

【博物館改修事業】

【図書館情報提供サービス事業】



赤ちゃんが泣いても気にしない
公民館「子育てコンサート」



文字を拡大する等の機能がある
読書支援機器「拡大読書器」

重点目標 2 青少年の健全育成	
施策 2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実	
目 標	青少年が社会の一員としての自覚と、他人や社会への思いやりが持てるよう、青少年の健全育成活動を推進します。 青少年が非行に走らない、犯罪や事故に巻き込まれないような社会環境づくりに努めます。 青少年が一人で悩むことがないよう、相談体制の充実を図ります。
現 状 と 課 題	青少年を取り巻く社会環境は、共働き家庭の増加に伴う親子の関わり方や、核家族化による地域でのコミュニケーション不足、インターネットの普及による交友関係の広域・多様化など刻々と変化しています。 このような状況の中、青少年にとって、よりよい社会環境を整備するとともに、地域の大人たちが青少年への理解と健全育成・養育の認識を深め、子どもたちに対して主体的な関わりを持つ必要があります。 子育て世代が増加する本市では、次世代を担う子どもたちが夢と希望に満ち、健やかで明るく育っていけるよう、市内で活動する青少年健全育成団体や、非行防止パトロール等の活動を行う団体を引き続きサポートし、また、青少年やその保護者が一人で悩むことがないよう、青少年専門相談員による相談等の充実を図る必要があります。



2泊3日の宿泊体験「チャレンジキャンプ」

（１）健全育成体制の充実

- ・ 青少年関係団体、行政、地域等が連携して、青少年の健全育成体制の充実を図ります。
- ・ 市内で様々な青少年健全育成事業を実施している「流山市青少年育成会議」「流山市青少年相談員連絡協議会」「流山市子ども会育成連絡協議会」「流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会」の活動を支援します。
- ・ 青少年の非行防止等を目的に、街頭パトロール等を実施している「流山市青少年指導センター補導員連絡協議会」や、青少年を犯罪被害から守るため、学校と警察が連携し、情報共有等を行う「流山市学校警察連絡協議会」の活動を支援します。

【青少年健全育成団体運営事業】

【青少年関連団体補助事業】

（２）健全育成事業の充実

- ・ 学校や学年が異なる小学５・６年生が遊びを通じて人との関わり方を学ぶ「めざせ！あそびの達人」、小学４年生から中学生を対象とした２泊３日の宿泊体験「チャレンジキャンプ」のほか、親子で参加できるイベントや、大人を対象とした青少年への理解を深める研修会など、様々な事業を実施している青少年健全育成団体と連携して、青少年の活動の場や交流の機会を提供します。
- ・ 青少年が、日頃考えていることや抱負を自分の言葉で表現し、多くの方に訴える「青少年主張大会」を開催し、青少年への理解と関心を深めます。
- ・ 本市と姉妹都市（福島県相馬市、長野県信濃町、石川県能登町、岩手県北上市）の少年スポーツ団体が、競技を通じた交流と青少年の健全育成を目的に行うスポーツ交流事業を支援します。

【青少年健全育成団体運営事業】

【青少年主張大会運営事業】

【姉妹都市少年スポーツ交流事業】



青少年が抱負等を発表する「青少年主張大会」

(3) 社会環境浄化活動の充実

- ・ 「流山市青少年社会環境浄化推進委員会」(※1)の各構成団体から推薦された地区活動実行委員が、南流山、南部、東部、八木、北部、東深井、西初石、常盤松、おおたかの森・おおぐろの森の各中学校区で集い地域の青少年の現状と養育に係る課題と方策を話し合い、青少年との関わりを推進する「地区活動」を展開し、地域・家庭の教育力の向上を目指します。
- ・ 地区活動実行委員が、青少年が立ち寄る店舗等の利用実態を調査し、青少年の現状把握及び各地区への周知を図ります。
- ・ 青少年の非行防止及び健全育成を図るため、青少年指導センター補導員による街頭等でのパトロールを実施し、気になる青少年には声を掛ける補導活動を推進します。

(※1) 流山市民生委員児童委員協議会、柏地区保護司会流山支部、松戸人権擁護委員協議会流山支部、流山市小中学校長会、流山市学校警察連絡協議会、流山市青少年相談員連絡協議会、流山市PTA連絡協議会、流山市青少年指導センター補導員連絡協議会の8団体で構成。

【青少年社会環境浄化事業】

(4) 相談事業の充実

- ・ 青少年やその保護者が一人で悩むことがないように、青少年専門相談員が電話や相談室で相談に応じる「青少年相談」は、より多くの方が活用できるよう、相談時間を延長する日を設けるなど、充実を図ります。
- ・ 相談内容により、教育研究企画室やいじめ防止相談対策室などの関係機関へ相談を引き継ぎ、相談者の悩みの解消に努めます。
- ・ 相談室だより「はなみずき」に青少年の悩みに関する記事等を掲載し、青少年相談室の周知を図ります。

【青少年相談事業】



青少年指導センター補導員による街頭パトロール

重点目標3 文化芸術の醸成と歴史の継承	
施策3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承	
目 標	多くの市民が文化・芸術に触れ、自ら創造する機会を増やせるよう、おおたかの森ホールや文化会館ホール等を拠点として文化芸術を鑑賞できる機会及び活動団体が成果を発表できる場を提供します。 歴史的文化的遺産を次世代に伝えるため、市内の有形・無形文化財の指定を進めるとともに、文化財の保存・活用を図ります。
現 状 と 課 題	文化芸術に関する施策についての基本理念を定めた「流山市文化芸術基本条例」に基づき、音楽等の鑑賞会や芸術作品の展示を開催するとともに、文化芸術活動団体を支援しています。 市民の文化芸術活動の促進を図るため、引き続き、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会と、市民が活動成果を発表できる場の充実が必要です。 「文化財保護法」の改正に伴い、文化財は保存とともに積極的な活用が求められています。また、令和5年に「博物館法」が改正され、資料のデジタルアーカイブ化の促進が努力義務として位置付けられました。これらの法改正に合わせて、文化財の保護と活用を図るため策定した「流山市文化財保存活用地域計画」が令和6年7月、文化庁の認定を受けました。今後は同計画に基づき、文化財の保存・活用の取り組みを進め、歴史的文化的遺産を次世代に伝えていく必要があります。



文化芸術の祭典「流山市文化祭」

(1) 市民主体の文化芸術活動の促進

- ・ 市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、市ホームページの掲載等により、市内で活動する文化芸術団体の情報を提供します。
- ・ 市内で音楽活動を行う団体を公募し、参加団体が自ら企画・運営を行う市民の手作りによる「流山市民音楽祭」を開催します。
- ・ 市内在住の美術家など、多くの会員を有する「流山市美術家協会」が企画・運営を行い、毎年、会員及び公募市民から、絵画・彫刻・陶芸等の多数の作品が出展される「流山市展」の開催を支援します。
- ・ 文化芸術活動団体（21部門）が加盟する「流山市文化協会」及び「流山市美術家協会」で構成する実行委員会が企画・運営を行い、毎年、多数の市民が参加・来場する「流山市文化祭」の開催を支援します。

【市民音楽祭開催事業】

【美術活動支援事業】

【文化祭開催事業】

(2) 優れた文化芸術に親しめる機会の充実

- ・ 平成31年4月の開館以来、クラシック音楽のコンサート等が多数開催されているおおたかの森ホールを拠点として、指定管理者や市民団体等による質の高い舞台芸術を鑑賞できる機会を提供します。
- ・ 文化会館ホール等を会場に、バイオリンやピアノ、フルート等の生演奏を気軽に楽しめる「サロンコンサート」を毎月開催します。
- ・ 市役所1階「市民ギャラリー」では、絵画や書道、俳句、写真、手工芸等の作品を毎月展示し、来庁者が身近に文化芸術を感じられる機会を提供します。

【おおたかの森ホール指定管理者事業】

【サロンコンサート開催事業】

【市民ギャラリー展示事業】

（３）歴史的文化的遺産の保存・活用

- ・ 郷土の歴史や文化財への関心を高めるため、企画展の開催、文化財・遺跡見学会、小・中学校への出前講座を実施します。また、インターネットを利用して自宅等から博物館所蔵の資料が見られるよう、資料のデジタル化と公開を進めます。
- ・ 令和６年７月に、文化庁の認定を受けた「流山市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の指定を進めるとともに保存・活用を図ります。国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」は、令和７年度中の公開に向けて整備します。
- ・ 未指定の文化財については、文化財認定制度（※１）を整備・導入してその保存・活用を図ります。
- ・ 市内の文化財に設置している説明板の修復・整備を進めます。
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査で出土した資料の整理・公開を進めます。
- ・ 市内に残る歴史資料や古文書の調査・研究及び市史の刊行を進めます。

（※１）指定を受けていない文化財を、本市の大切な歴史遺産として、広く周知 するための認定制度です。

【博物館活動事業】

【文化財保護推進事業】

【指定等文化財保存活用整備事業】

【埋蔵文化財調査事業】

【市史編さん活動事業】



国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」

重点目標４ スポーツの振興	
施策４ スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進	
目 標	市民総合体育館を拠点として、子どもから高齢者、障害者など、市民の誰もがスポーツに親しめるよう、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ（スポーツボランティアの育成等）」など、スポーツの基盤を整備します。 生涯スポーツ団体や指導者の育成を図るとともに、年齢や性別、障害の有無、スポーツの得意・不得意等にかかわらず楽しめるユニバーサルスポーツの普及に努め、生涯スポーツ・体力増進に取り組む市民を増やします。 老朽化した施設の改修整備や備品の更新、学校施設の有効利用等により、スポーツ活動の拠点を提供します。
現 状 と 課 題	「東京２０２０オリンピック・パラリンピック」では、オランダ代表チーム（女子卓球、女子ハンドボール、パラ卓球）の事前キャンプ地を誘致し、市民との交流を図りました。より身近に、スポーツの素晴らしさを感じられるよう、トップアスリートとの交流やスポーツボランティアの養成を推進する必要があります。 市主催のスポーツフェスティバルでは、ラダーゲッターやボッチャ等の体験会を実施し、ユニバーサルスポーツの普及に努める必要があります。 施設整備では、北部柔道場の建て替え、市総合運動公園野球場観覧席の改修、庭球場の拡張整備等を行いましたが、安心・安全で快適な施設環境を確保するため、引き続き、計画的な施設の改修・修繕を進める必要があります。



ユニバーサルスポーツ「ラダーゲッターの体験会」

(1) スポーツ活動の促進

- ・ 「ながれやまスポーツフェスタ」をはじめ、各種スポーツイベントを開催し、気軽にスポーツに親しめるきっかけが欲しい方、スポーツを生活の一部に取り入れたい方に機会を提供します。
- ・ 「ジョギング講習会」や「ウォータービクス講習会」等を開催し、市民の体力向上促進を図ります。
- ・ 市主催のイベント等において、ラダーゲッターやボッチャ等が体験できる機会を提供し、ユニバーサルスポーツの普及を図ります。
- ・ 各種スポーツ団体と生涯スポーツ指導者を対象とした研修会を開催し、育成を図ります。
- ・ 本市と縁のあるプロスポーツ団体と連携し、市民との交流を図ります。
- ・ スポーツボランティアの育成、指定管理者によるトップアスリートとの交流を図ります。

【みんなのスポーツ活動推進事業】

【健康・体力づくり活動事業】

【スポーツ講習会・大会開催事業】

【生涯スポーツ指導者の育成と活用事業】

【流山市民総合体育館ほか7体育施設指定管理者事業】

(2) スポーツ環境の整備

- ・ 安心・安全で快適に施設利用ができるよう、老朽化したスポーツ備品の更新及び計画的な施設改修を進めます。
- ・ 流山スポーツフィールドは、サッカー場として快適に利用できるよう、A面の人工芝化を進めます。
- ・ 学校体育施設の利用を促進します。

【体育施設備品等整備事業】

【体育施設改修・整備事業】

【学校体育施設利用促進事業】

6 施設等の利用状況

1 生涯学習施設利用状況

(1) 生涯学習センター関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生涯学習センター	利用件数(件)	18,091	13,250	16,552	15,782	15,678
	利用人数(人)	202,683	95,365	129,705	186,108	234,682

(2) 市民会館・ホール関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民会館 ※1 (文化会館ホール)	利用件数(件)	574	189	444	532	76
	利用人数(人)	77,110	13,816	43,295	62,029	9,820
おおたかの森 ホール	利用件数(件)	2,538	2,489	5,000	5,900	6,216
	利用人数(人)	68,592	36,330	68,903	93,701	113,769

※1 … 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで、市民会館は改修工事により閉館。

(3) 公民館関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央公民館	利用件数(件)	5,185	3,569	3,901	5,928	4,147
	利用人数(人)	78,088	36,053	43,824	96,589	46,349
北部公民館	利用件数(件)	5,039	2,697	3,802	4,532	4,954
	利用人数(人)	74,416	29,602	44,043	53,494	61,999
東部公民館	利用件数(件)	3,697	2,196	3,708	4,192	3,967
	利用人数(人)	51,681	25,482	55,493	54,611	55,454
初石公民館	利用件数(件)	5,086	2,684	3,745	4,066	4,424
	利用人数(人)	90,440	27,802	44,639	48,509	57,748
南流山センター	利用件数(件)	5,288	3,071	3,945	4,106	5,154
	利用人数(人)	101,512	38,667	58,941	57,117	76,105
おおたかの森 センター	利用件数(件)	3,316	2,492	3,708	3,879	3,755
	利用人数(人)	53,146	29,520	46,996	49,512	50,336

(4) 図書館関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
森の図書館	利用件数(件)	1,817	1,171	1,785	1,879	1,689
	利用人数(人)	27,616	14,071	20,564	21,136	19,803

(5) 博物館関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
博物館	利用人数(人)	21,024	16,624	21,381	22,767	18,436
一茶双樹記念館	利用件数(件)	108	69	79	259	278
	利用人数(人)	11,213	6,508	11,201	13,229	14,374
杜のアトリエ黎明	利用件数(件)	80	37	28	202	218
	利用人数(人)	10,047	6,566	6,833	7,994	7,156

(6) スポーツ関係

施 設 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民総合体育館	利用人数(人)	561,320	183,549	173,382	224,702	345,124
総合運動公園 野球場	利用件数(件)	1,082	907	1,001	235	1,249
	利用人数(人)	32,014	21,295	32,862	9,668	55,026
総合運動公園 庭球場	利用件数(件)	32,674	30,806	36,870	35,916	20,223
	利用人数(人)	176,023	140,143	165,683	172,377	102,913
市民プール(流山・ 北部・東部) ※1 ※2	利用人数(人)	15,247	—	9,077	10,710	11,433
柔道場 (北部・南部)	利用件数(件)	2,201	466	1,259	2,833	2,737
	利用人数(人)	33,759	15,241	47,545	42,919	43,538
スポーツフィールド (流山・おおたかの 森・東部)	利用件数(件)	1,088	1,202	1,318	1,166	1,098
	利用人数(人)	59,986	50,360	88,997	68,546	65,331
江戸川河川敷緑地 野球場	利用件数(件)	4,950	1,240	1,476	4,788	4,125
	利用人数(人)	221,761	185,536	115,344	177,947	134,382
コミュニティプラザ 体育室	利用人数(人)	46,092	31,028	37,295	39,254	39,639
コミュニティプラザ 屋内・屋外庭球場	利用人数(人)	24,640	20,513	24,419	24,626	26,729
コミュニティプラザ プール ※1	利用人数(人)	11,471	—	8,180	8,780	14,218

※1 … 市民プール及びコミュニティプラザプールは、コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の開放を中止。

※2 … 東部市民プールは、老朽化により令和3年度の開放を中止し、令和4年度に廃止。

2 図書館貸出状況

(1) 利用者数・貸出点数

施設名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央図書館	利用者数(人)	57,252	43,946	53,126	52,064	48,309
	貸出点数(点)	204,570	160,724	195,905	185,285	168,554
森の図書館	利用者数(人)	69,718	58,570	70,216	66,799	63,626
	貸出点数(点)	276,183	224,670	270,697	256,030	239,384
木の図書館	利用者数(人)	38,797	33,396	41,374	40,391	38,669
	貸出点数(点)	136,142	115,570	145,137	140,215	134,668
南流山地域図書館 ※1	利用者数(人)				33,173	82,371
	貸出点数(点)				106,260	277,318
北部分館	利用者数(人)	15,961	12,831	15,605	15,537	14,291
	貸出点数(点)	42,974	35,062	43,026	42,495	40,089
初石分館	利用者数(人)	37,002	34,398	40,321	37,618	35,393
	貸出点数(点)	118,202	112,771	133,928	124,087	117,086
南流山分館 ※2	利用者数(人)	63,668	52,046	61,479	30,832	
	貸出点数(点)	199,266	164,861	200,465	100,395	
おおたかの森こども 図書館	利用者数(人)	18,791	18,916	22,554	20,674	19,528
	貸出点数(点)	98,460	99,905	124,258	110,341	99,842
電子書籍	利用者数(人)	120	806	1,364	2,101	4,958
	貸出点数(点)	167	1,212	1,966	2,785	5,526
おおたかの森図書 ピックアップセン ター ※3	利用者数(人)	12,299	12,542	24,740	32,680	36,825
	貸出点数(点)	27,155	30,424	58,996	74,449	82,208
南流山図書ピック アップセンター ※4	利用者数(人)				2,773	11,561
	貸出点数(点)				6,040	23,004
合 計	利用者数(人)	313,608	267,451	330,779	334,642	355,531
	貸出点数(点)	1,103,119	945,199	1,174,378	1,148,382	1,187,679

※1 … 令和4年12月1日、南流山地域図書館を開館。

※2 … 令和4年9月30日、南流山分館を閉館。

※3 … 令和3年7月29日まで、おおたかの森市民窓口センターで図書ピックアップサービスを実施。
同年8月1日、おおたかの森図書ピックアップセンターを開設。

※4 … 令和4年10月1日から11月29日まで、南流山図書ピックアップセンターを臨時開設。
令和5年4月1日、南流山図書ピックアップセンターを開設。

(2) リクエスト数

(単位：件)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央図書館	16,676	14,568	17,415	19,264	15,522
森の図書館	10,960	9,319	10,059	8,761	8,390
木の図書館	10,413	9,421	10,157	9,714	8,960
南流山地域図書館				4,379	10,738
北部分館	3,311	2,893	2,936	3,104	2,870
初石分館	5,999	5,107	4,825	4,542	4,169
南流山分館	10,618	8,833	9,434	4,398	
おおたかの森こども図書館	2,713	1,293	1,366	1,155	888
Web予約 ※1	213,570	243,036	294,984	298,791	304,832
おおたかの森図書 ピックアップセンター	120	122	1,045	1,574	1,691
南流山図書 ピックアップセンター				20	2,449
合 計	274,380	294,592	352,221	355,702	360,509

※1 … 電子書籍の予約を含む。

3 指定文化財

(1) 市指定

(令和6年4月1日現在)

区分	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物
件数(件)	33	1	7	3

(2) 県指定・国登録

(令和6年4月1日現在)

区分	県指定		国登録
	有形文化財	民俗文化財	建造物
件数(件)	1	1	6

7 生涯学習施設一覧

名 称	所 在 地 番	電 話
文 化 会 館 (中央公民館・市民会館)	流山市加1-16-2	(7158) 3462
北 部 公 民 館	流山市美原1-158-2	(7153) 0567
東 部 公 民 館	流山市名都借756-4	(7144) 2988
初 石 公 民 館	流山市西初石4-381-2	(7154) 9101
南 流 山 セ ン タ ー	流山市南流山3-3-1	(7159) 4511
おおたかの森センター	流山市おおたかの森西2-13-1	(7159) 7031
中 央 図 書 館	流山市加1-1225-6	(7159) 4646
森 の 図 書 館	流山市東深井991	(7152) 3200
木 の 図 書 館	流山市名都借313-1	(7145) 8000
南 流 山 地 域 図 書 館	流山市南流山10-2-1	(7159) 4000
北 部 分 館	流山市美原1-158-2	(7154) 8000
初 石 分 館	流山市西初石4-381-2	(7154) 9100
おおたかの森こども図書館	流山市おおたかの森西2-13-1	(7159) 7041
おおたかの森図書ピックアップセンター	流山市おおたかの森北1-2-1	—
南流山図書ピックアップセンター	流山市南流山3-3-1	(7159) 7373
博 物 館	流山市加1-1225-6	(7159) 3434
一 茶 双 樹 記 念 館	流山市流山6-670-1	(7150) 5750
杜 の ア ト リ エ 黎 明	流山市流山6-562-2	
おおたかの森ホール	流山市おおたかの森北1-2-1	(7186) 7638
生涯学習センター(流山エルズ)	流山市中110	(7150) 7474
市 民 総 合 体 育 館	流山市野々下1-40-1	(7159) 1212
総 合 運 動 公 園 野 球 場	流山市野々下1-29-4	(7159) 1212
総 合 運 動 公 園 庭 球 場		
流 山 市 民 プ ー ル	流山市加1-16-4	(7158) 5276 ※
北 部 市 民 プ ー ル	流山市東深井837	(7155) 3864 ※
北 部 柔 道 場	流山市青田109-3	—
南 部 柔 道 場	流山市流山965-14	—
流 山 ス ポ ー ツ フ ィ ー ル ド	流山市下花輪337-1	(7157) 2225
おおたかの森スポーツフィールド	流山市大畔113-3 他	(7157) 2225
東 部 ス ポ ー ツ フ ィ ー ル ド	流山市名都借121-1	(7157) 2225
江 戸 川 河 川 敷 緑 地 野 球 場	流山市木地先	—
コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ザ	流山市大畔25-17	(7155) 5701
青 少 年 指 導 セ ン タ ー	流山市中110(流山エルズ内)	(7159) 5400
げんき村キャンプ場	流山市前ヶ崎582	—

※印は夏期のみ

流山市教育振興基本計画

(令和7年度～令和11年度)

発行日 令和7年4月1日

編集・発行 流山市教育委員会

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

TEL 04-7150-6105・6106・6064